

項番	掲載場所	改定前	改定後
1	表題	パソコンバンクWeb21利用規定(2019年10月改定)	パソコンバンクWeb21利用規定(2020年5月改定)
2	1. 法人向けインターネットバンキング 「パソコンバンクWeb21」の内容等 (5) 契約料及び取扱手数料	本サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料、取扱手数料、及び各々にかかる消費税が必要となります。この場合、当行は当該契約料・手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が申込書等で指定したEB手数料決済口座(以下、「EB手数料決済口座」といいます)から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は契約者に事前に通知することなく契約料、取扱手数料を変更する場合があります。また、EB手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。	本サービスの利用にあたっては、当行所定の契約料、取扱手数料、及び各々にかかる消費税が必要となります。この場合、当行は当該契約料・手数料・消費税を、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、契約者が本サービス申込(後記2.(1)に定義します)に際して指定したEB手数料決済口座(以下、「EB手数料決済口座」といいます)から、当行所定の日に自動的に引落します。なお、当行は契約者に事前に通知することなく契約料、取扱手数料を変更する場合があります。また、EB手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限るものとします。
3	2. 本サービスの申込 (1) 申込方法	本サービスの利用にあたっては、当行所定のパソコンバンクWeb21に関する申込書、または、その他当行所定の方法による申込(以下、併せて「申込書等」といいます)が必要です。当行が申込書等を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下、「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、申込がある場合でも、当行の判断により申込の受付ができない場合があります。本サービスの申込は、法人及び個人事業主の方に限ります。外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行宛に提出し当行が承認した場合に限り本サービスの一部のみ利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下、「ValueDoor」といいます)を申込み、ValueDoorの管理専用ID、及び本サービスを利用させる利用者毎に利用者IDを取得しておくことが必要です。また、資金移動サービスご利用の場合は、承認用に、別途「ValueDoor利用規定」に定める電子認証またはICカード認証の利用者IDを取得するとともに、ValueDoor追加認証の適用対象となっている利用者IDについてはValueDoor追加認証の利用が必要です。ValueDoorの利用にあたっては、ValueDoor利用規定(ValueDoor追加認証を利用する場合においては、ValueDoor追加認証にかかる利用規定を含みます。以下同じ)が適用されるものとします。なお、本利用規定に「管理専用ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor利用規定第6条に定める「管理専用ID(副)」を含むものとします。	本サービスの利用にあたっては、当行所定のパソコンバンクWeb21に関する申込書による申込、ValueDoor利用規定第7条に定めるWeb申込、その他当行所定の方法による申込(以下、これらを総称し「本サービス申込」といいます)が必要です。当行が本サービス申込を受け付け、契約者に対し所定の手続を行ったときから、契約者と当行との間で本サービスに関する利用契約(以下、「本利用契約」といいます)が締結され、本利用契約の効力が発生するものとします。なお、本サービス申込がなされた場合であっても、当行の判断により本サービス申込を承諾せず、本利用契約が締結されないことがあります。かかる場合、契約者は、当該当行の判断について何ら異議を述べないものとします。本サービス申込が当行所定の方法によりなされた場合、当行は契約者の正当な権限者により適法かつ有効に本サービス申込がなされたものとみなし、契約者は、本サービス申込後に行われた一切の取引について、正当な権限者により適法かつ有効になされたものとして、その責任を負うものとします。 本サービス申込は、法人及び個人事業主の方に限り行うことができます。また、外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に定める非居住者に該当する方は、当行所定の書類を当行宛に提出し当行が承認した場合に限り本サービスの一部のみ利用できるものとします。また、本サービスを利用するにあたっては、インターネットを使った会員制の法人向け窓口「ValueDoor」(以下、「ValueDoor」といいます)を申込み、ValueDoorの管理専用ID、及び本サービスを利用させる利用者毎に利用者IDを取得しておくことが必要です。また、資金移動サービスご利用の場合は、承認用に、別途「ValueDoor利用規定」に定める電子認証またはICカード認証の利用者IDを取得するとともに、ValueDoor追加認証の適用対象となっている利用者IDについてはValueDoor追加認証の利用が必要です。ValueDoorの利用にあたっては、ValueDoor利用規定(ValueDoor追加認証を利用する場合においては、ValueDoor追加認証にかかる利用規定を含みます。以下同じ)が適用されるものとします。なお、本利用規定に「管理専用ID」と記載のある場合については、特に定めのない限り、ValueDoor利用規定第6条に定める「管理専用ID(副)」を含むものとします。

項番	掲載場所	改定前	改定後
4	2.本サービスの申込 (2)ご利用口座、手数料決済口座の届出	契約者は、本サービスで利用する取引口座照会サービスご利用口座、振込(納付)資金払出口座、振込振替サービスご出金口座(以下、「振込振替出金口座」といいます)、口座振替サービスご利用口座(以下これらを、「ご利用口座」といいます)、本サービスの申込代表口座、ValueDoor申込代表口座(以下これらを、「申込代表口座」といいます)、EB手数料決済口座、振込(納付)手数料払出口座、振込手数料決済口座(以下これらを、「手数料決済口座」といいます)を申込書等により当行宛に届け出るものとします。但し、ご利用口座、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限ります。 また、税金・各種料金の払込資金払出口座(以下、「税・料金支払指定口座」といいます)は、契約者が別途届出することなく、振込(納付)資金払出口座、振込振替サービスご出金口座より契約者が都度指定した口座が適用されるものとします。なお、税金・各種料金の払込手数料は、税金・各種料金の払込資金払出口座より引き落とされるものとします。	契約者は、本サービスで利用する取引口座照会サービスご利用口座、振込(納付)資金払出口座、振込振替サービスご出金口座(以下、「振込振替出金口座」といいます)、口座振替サービスご利用口座(以下これらを、「ご利用口座」といいます)、本サービスの申込代表口座、ValueDoor申込代表口座(以下これらを、「申込代表口座」といいます)、EB手数料決済口座、振込(納付)手数料払出口座、振込手数料決済口座(以下これらを、「手数料決済口座」といいます)を本サービス申込に際して当行宛に届け出るものとします。但し、ご利用口座、手数料決済口座として指定可能な預金の種類は当行所定の種類に限ります。 また、税金・各種料金の払込資金払出口座(以下、「税・料金支払指定口座」といいます)は、契約者が別途届出することなく、振込(納付)資金払出口座、振込振替サービスご出金口座より契約者が都度指定した口座が適用されるものとします。なお、税金・各種料金の払込手数料は、税金・各種料金の払込資金払出口座より引き落とされるものとします。
5	2.本サービスの申込 (3)利用サービスの選択	本サービスが提供する内容は、申込書等に沿ったものになります。利用サービスを変更する際には、契約者は当行に対して必要事項を記入した申込書等により届け出るものとします。	本サービスが提供する内容は、本サービス申込に沿ったものになります。利用サービスを変更する場合、契約者は当行に対して必要事項を本サービス申込に際して届け出るものとします。
6	4.提供サービス (1)取引口座照会サービス	①取引口座照会サービスの内容 取引口座照会サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づき、契約者が申込書等で指定する取引口座照会サービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会、振込入金明細照会、預入明細照会等の各口座情報を提供するサービスをいうものとします。	①取引口座照会サービスの内容 取引口座照会サービスとは、契約者の占有・管理する端末による依頼に基づき、契約者が本サービス申込に際して指定する取引口座照会サービス利用口座について、残高照会、入出金明細照会、振込入金明細照会、預入明細照会等の各口座情報を提供するサービスをいうものとします。
7	4.提供サービス (2)データ伝送サービス	②データ伝送の依頼の方法 エ.データ伝送依頼の完了 (ア)以下のいずれかの場合に、当行は、正当な契約者からのデータ伝送依頼が完了したものとし、振込(納付)指定日に当行所定の方法により振込手続または個人地方税納付手続を行います。 a.前記4.(2)②ウ.に基づいて依頼書がデータ伝送受付時限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込(納付)指定日、合計件数・金額及び申込書等に記載された振込(納付)資金払出口座、振込(納付)手数料払出口座(以下これらを、「払出口座」といいます)と表記の会社名が一致した場合 b.依頼書省略先については、前記4.(2)②イ.に定めるデータ伝送依頼の承認手続が完了した場合	②データ伝送の依頼の方法 エ.データ伝送依頼の完了 (ア)以下のいずれかの場合に、当行は、正当な契約者からのデータ伝送依頼が完了したものとし、振込(納付)指定日に当行所定の方法により振込手続または個人地方税納付手続を行います。 a.前記4.(2)②ウ.に基づいて依頼書がデータ伝送受付時限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込(納付)指定日、合計件数・金額及び本サービス申込に際して指定された振込(納付)資金払出口座、振込(納付)手数料払出口座(以下これらを、「払出口座」といいます)と表記の会社名が一致した場合 b.依頼書省略先については、前記4.(2)②イ.に定めるデータ伝送依頼の承認手続が完了した場合

項番	掲載場所	改定前	改定後
8	4.提供サービス (2) データ伝送サービス	②データ伝送の依頼の方法 エ.データ伝送依頼の完了 (イ)契約者が、前記4.(2)②イ.に定めるデータ伝送依頼の承認手続に関し、2名の承認権限者による承認手続を必要とすること(以下、「ダブル承認」といいます)を希望する場合は、当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものとします。この場合、1回のデータ伝送金額が、契約者が当行所定の方法により設定した単独承認上限金額以内の場合を除き、以下のいずれかの場合に、正当な契約者からのデータ伝送依頼が完了したものとします。 a.前記4.(2)②イ.に定めるデータ伝送依頼の承認手続が2名の承認権限者により完了した後、前記4.(2)②ウ.に基づいて依頼書がデータ伝送受付時限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込(納付)指定日、合計件数・金額及び申込書等に記載された払出口座と表記の会社名が一致した場合 b.依頼書省略先については、前記4.(2)②イ.に定めるデータ伝送依頼の承認手続が2名の承認権限者により完了した場合 なお、1回のデータ伝送金額が単独承認上限金額以内の場合は、前記4.(2)②エ.(ア)が適用されるものとし、1名の承認権限者の承認手続をもって正当な契約者からのデータ伝送依頼が完了したものとします。	②データ伝送の依頼の方法 エ.データ伝送依頼の完了 (イ)契約者が、前記4.(2)②イ.に定めるデータ伝送依頼の承認手続に関し、2名の承認権限者による承認手続を必要とすること(以下、「ダブル承認」といいます)を希望する場合は、当行所定の方法によりダブル承認を「要」と設定するものとします。この場合、1回のデータ伝送金額が、契約者が当行所定の方法により設定した単独承認上限金額以内の場合を除き、以下のいずれかの場合に、正当な契約者からのデータ伝送依頼が完了したものとします。 a.前記4.(2)②イ.に定めるデータ伝送依頼の承認手続が2名の承認権限者により完了した後、前記4.(2)②ウ.に基づいて依頼書がデータ伝送受付時限までに当行に到着し、依頼書記載の一連番号が正当な順序であり、かつ依頼書記載の会社名、振込(納付)指定日、合計件数・金額及び本サービス申込に際して指定された払出口座と表記の会社名が一致した場合 b.依頼書省略先については、前記4.(2)②イ.に定めるデータ伝送依頼の承認手続が2名の承認権限者により完了した場合 なお、1回のデータ伝送金額が単独承認上限金額以内の場合は、前記4.(2)②エ.(ア)が適用されるものとし、1名の承認権限者の承認手続をもって正当な契約者からのデータ伝送依頼が完了したものとします。
9	4.提供サービス (2) データ伝送サービス	②データ伝送の依頼の方法 オ.振込(納付)資金及び振込(納付)手数料等の引落し (イ)前記4.(2)②オ.(ア)に定める引落しは、データ伝送依頼の確定後、当行所定の方法により行います。但し、振込(納付)手数料の支払方法につき、申込書等にて「所定の日に一括」を指定している場合の振込(納付)手数料の引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、振込(納付)手数料払出口座から当行所定の日に一括して行うものとします。なお、引落し日に、払出口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が払出口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座による貸越を含みます))を利用できる範囲内を含みます)を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込(納付)はいたしません。	②データ伝送の依頼の方法 オ.振込(納付)資金及び振込(納付)手数料等の引落し (イ)前記4.(2)②オ.(ア)に定める引落しは、データ伝送依頼の確定後、当行所定の方法により行います。但し、振込(納付)手数料の支払方法につき、本サービス申込に際して「所定の日に一括」を指定している場合の振込(納付)手数料の引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、振込(納付)手数料払出口座から当行所定の日に一括して行うものとします。なお、引落し日に、払出口座からの引落しが複数あり、その引落しの総額が払出口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座による貸越を含みます))を利用できる範囲内を含みます)を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込(納付)はいたしません。

項番	掲載場所	改定前	改定後
10	4.提供サービス (2)データ伝送サービス	⑥ 振込人はっきりサービス ア.契約者が申込書等において「振込人はっきりサービス」の利用を申込んだ場合、当行は契約者が当行所定の方法により振込データに付加した補足情報を、当行所定の方法により振込依頼人名に付加して振込手続を行うものとします。なお、振込人はっきりサービスの利用に関して万一紛議が生じても、当行は責任を負いません。 イ.契約者が振込人はっきりサービスの利用を申込んだ場合には、契約者はEDI情報サービスに関するEDI情報の送信はできません。	⑥ 振込人はっきりサービス ア.契約者が本サービス申込に際して「振込人はっきりサービス」の利用の申込を行った場合、当行は契約者が当行所定の方法により振込データに付加した補足情報を、当行所定の方法により振込依頼人名に付加して振込手続を行うものとします。なお、振込人はっきりサービスの利用に関して万一紛議が生じても、当行は責任を負いません。 イ.契約者が振込人はっきりサービスの利用を申込んだ場合には、契約者はEDI情報サービスに関するEDI情報の送信はできません。
11	4.提供サービス (3)振込振替サービス	②振込振替依頼の方法 エ.振込振替資金及び振込手数料の引落し (イ)前記4.(3)②エ.(ア)に定める引落しは、振込振替指定日に当行所定の方法で行います。但し、振込手数料の支払方法につき、申込書等にて「所定の日に一括」を指定している場合の振込手数料の引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、振込手数料決済口座から当行所定の日に一括して行うものとします。なお、引落日に、支払指定口座からの引落が複数あり、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座による貸越を含みます)を利用できる範囲内を含みます)を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込振替はいたしません。	②振込振替依頼の方法 エ.振込振替資金及び振込手数料の引落し (イ)前記4.(3)②エ.(ア)に定める引落しは、振込振替指定日に当行所定の方法で行います。但し、振込手数料の支払方法につき、本サービス申込に際して「所定の日に一括」を指定している場合の振込手数料の引落しは、普通預金規定(総合口座取引規定を含みます)または当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書、カード、または当座小切手の提出をうけることなしに、振込手数料決済口座から当行所定の日に一括して行うものとします。なお、引落日に、支払指定口座からの引落が複数あり、その引落しの総額が支払指定口座の支払可能金額(当座貸越(総合口座による貸越を含みます)を利用できる範囲内を含みます)を超えるときは、そのいずれを引落すかは当行の任意とし、そのいずれにも満たない場合は、振込振替はいたしません。
12	4.提供サービス (4)口座振替サービス	①口座振替サービスの内容 イ.口座振替結果照会 契約者が申込書等で指定する口座振替サービス利用口座について、口座振替請求による振替結果の口座情報を提供するサービス。	①口座振替サービスの内容 イ.口座振替結果照会 契約者が本サービス申込に際して指定する口座振替サービス利用口座について、口座振替請求による振替結果の口座情報を提供するサービス。
13	6.届出事項の変更 (2)届出事項の変更	申込書等による届出事項に変更がある場合、及び本サービスの申込についての届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の書面により取引店宛に届け出るものとします。但し、契約者の電子メールアドレス等当行所定の事項の変更については、契約者の端末により当行に届けることもできるものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。	本サービス申込に際する届出事項に変更がある場合、及び本サービス申込についての届出の印章を紛失した場合、契約者は、直ちに当行所定の書面により取引店宛に届け出るものとします。但し、契約者の電子メールアドレス等当行所定の事項の変更については、契約者の端末により当行に届けることもできるものとします。契約者が届出を怠ったことにより生じた損害について、当行は責任を負いません。

項番	掲載場所	改定前	改定後
14	7.解約等 (5)本サービスの強制解約	⑥申込書等または本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合	⑥本サービス申込に際する届出その他の本規定に定める届出(変更の届出を含みます)につき、届出または記載の懈怠があること、または記載内容に誤りがあることが判明した場合